

南城市社会福祉大会表彰規程

1. 表彰・感謝の目的

南城市の社会福祉事業のための功労があり、また他の模範となる個人（故人・現存者を問わず）団体を表彰するほか感謝状を贈呈してその功労を讃え、あわせて社会福祉事業の推進に寄与することを目的とする。

2. 表彰・感謝の方法

- (1) 表彰又は感謝は、南城市社会福祉大会の席上においてこれを行う。
- (2) 表彰又は感謝は、大会長名の表彰状又は感謝状を贈呈してこれを行う。

3. 表彰・感謝対象の範囲

- (1) 特別功労者
 - イ 社会福祉施設、社会福祉団体等の役員で、その功労顕著な者
 - ロ 社会福祉事業に対する貢献又は奉仕活動が特に顕著な者及び団体
 - ハ 社会福祉事業に多額の金品を寄付し、その振興に貢献した者及び団体
 - ニ 共同募金運動に対する貢献又は奉仕活動が特に顕著な者及び団体
- (2) 民生委員・児童委員永年勤続功労者
 - イ 民生委員・児童委員として6年以上在任した者
- (3) 優良地域福祉団体及び個人
 - イ 社会福祉に関する活動が優良で、他の模範となる地域福祉団体及び個人
- (4) 自立更生者
 - イ 不自由な身体にもかかわらず、努力の結果自立更生した者
 - ロ 社会的逆境を克服し、自立更生した者

4. 被表彰・感謝の推薦及び決定

- (1) 被表彰・感謝候補者の推薦は、各区・自治会、関係機関・社会福祉施設団体の長、南城市社会福祉大会準備委員会がこれを行う。
- (2) 被表彰・感謝の決定は、前項により推薦されたものの中から準備委員会でこれを行う。

5. 被表彰・感謝の制限

過去において本大会の表彰（感謝）を受けた者及び団体は、同一事項について再度表彰（感謝）されない。又、沖縄県社会福祉大会等上位表彰（感謝）を受けた者を除く。ただし、社会福祉事業に多額の金品を寄付し、その振興に貢献した者及び団体はその限りではない。

6. 本規定の施行に関する細則は別に定める。

附則

- 本規程は、平成21年9月11日から施行する
本規程は、平成24年10月18日から施行する
本規程は、平成27年11月6日から施行する。
本規程は、平成30年10月11日から施行する。

南城市社会福祉大会表彰規程内規

1. この規程は、南城市社会福祉大会表彰規程（以下「規程」という）の施行に関する事項について定める。
2. 規程の社会福祉事業とは、社会福祉法第2条に掲げる事業及びそれに準ずる事業をいう。
3. 被表彰者に対し、表彰状・感謝状と併せて記念品を贈呈することができる。
4. 表彰・感謝の対象となる「特別功労者」は、次の要件を満たすものとする。
 - (1)「功労顕著」とは、社会福祉事業に対する特別かつ多大な貢献をさす。
 - (2)「貢献」については、概ね次のとおりとする。ただし、準備委員会が認めた場合はその限りではない。
 - ①里親
里子を養育して5年以上の者
 - ②レク、手芸、生け花等の指導者
指導歴10年以上の者。有償の場合は対象としない
 - ③心配ごと相談員等の相談員
相談員歴10年以上、かつ平均週1回以上相談員として活動するもの
 - (3)「奉仕活動」については、概ね次のとおりとする。ただし、準備委員会が認めた場合はその限りではない。
 - ①ボランティア（個人）
活動歴10年以上の者。ただし、活動の頻度は平均月1回以上であること
 - ②ボランティア（団体）
活動歴10年以上の団体。ただし活動の頻度は月1回以上であること
 - ③ボランティア活動推進校
活動歴10年以上で現在、県・市町村社協推進校の指定を受けている学校等。ただし、活動の頻度は平均月1回以上であること
 - ④「奉仕活動」の範囲
 - ア 社会福祉事業に対する貢献活動
 - イ 地域保健事業に対する貢献活動
 - ウ その他準備委員会が認める社会貢献活動
 - (4)「多額の金品」とは、個人・団体ともに30万円以上寄付した場合をいう。ただし、累計して30万円に達した場合も含まれる。
 - (5) 共同募金運動功労者に対する表彰・感謝は、沖縄県共同募金会南城市共同募金委員会会長名で行う。
5. 「優良地域福祉団体及び個人」については、活動歴10年以上の団体及び個人とする。
6. 勤続年数（活動歴）は当該年度の表彰式典の日現在で算定する。ただし、民生委員児童委員については、同委員の改正年度に限り、11月30日現在で算定することができる。